

危険な自民党の憲法改正素案

自民党が掲げた改憲4項目

① 9条への自衛隊の明記

② 緊急事態条項の創設

③ 参院選・合区解消

④ 教育の無償充実

① 自衛隊素案（9条1項、2項を残し、自衛隊を明記）

9条の2

前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な**自衛の措置をとることを妨げず**、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高指揮監督者とする**自衛隊を保持**する。

② 自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認とその他の統制に服する。

※ 9条1項、2項を残し、「9条は変えない」と国民の懸念をかわそうとしている。しかし、後から出来た法律が優先されることから、戦争の放棄、戦力の不保持と交戦権の否認を規定する**憲法9条1項、9条の2項は空文化（死文化）**される。

※ 「**自衛の措置をとることを妨げず**」で集団的自衛権を認め、海外で戦争することが可能になる。専守防衛・非核3原則などの理念が失われることになる。

※ 戦争が始まれば、真っ先に多大な犠牲を強いられるのは労働者。

戦前の歴史が物語っているように、かつて日本の労働運動は、戦争遂行のための国家総動員体制の下で政府の圧力により解体し消滅させられた。そして、日本は太平洋戦争へと突入していった。

②緊急事態条項の創設（内閣だけで法律をつくったり改正できるようにする案）

第七十三条の二

大地震その他の異常かつ大規模な災害により、国会による法律の制定を待ついとまがないと認める特別の事情があるときは、内閣は、法律で定めるところにより、国民の生命、身体及び財産を保護するため、政令を制定することができる。

ア、法律と政令

国会が定めるのが「法律」、内閣が定めるのが「政令」で、現行憲法では、常に政令は法律の「下」にあり、法律の定める範囲内に限って定めることができる。

内閣が国会で定めた法律に反することを政令で定めても無効で、政令で法律を変えることもできない。新73条の2は、災害時に内閣に法律と同一の効力のある政令（「独立命令」）を制定できるようにする案。

イ、民主主義の根幹

法律は国会しか制定できない。国民が直接選んだ国会しか法律を制定できないという仕組みは民主主義の根幹。

内閣だけで、法律と同じ効力がある政令を制定できる独立命令は、この根幹を変えるものであり、三権を分立した意味を失わせかねない危険な枠組みである。濫用の恐れがある。

ウ、ヒトラーが利用したワイマール憲法の「国家緊急権」と酷似

※別紙参照

エ、対象に限定なし

濫用された場合の弊害を小さくするために、独立命令を制定できる対象をあらかじめ制限しておくことが必要だが、一切限定していない。

そのことから、刑法や刑事訴訟法、公文書管理法、情報公開法、民法、土地収用法等はもちろん、公職選挙法、国会法、裁判所法、警察法、地方自治法等の改正もできる案になっている。濫用されたら令状なしの逮捕も、新たな罪を設けることも、都合の悪い文書の一切を破棄することも何でもできる。

オ、手続きの制限なし

濫用される場合を少しでも減らすため、手続きを厳格にしたり、期間を制限すること等が必要だが何の制限もない。内閣はある日突然、独立命令を制定できてしまう。

カ、国会が承認しなくても効力は失われない

何の定めもなく、国会が承認しなかったとしても、独立命令の効力は失われないということになる。独立命令のせいで何らかの被害を受けた国民が、事後に裁判を起こして補償等を求めたとしても、「当時は適法だった」となり、原則補償されないことになる。

キ、自然災害に限られていない

「災害」という文字をみると「自然災害」だけを思い浮かべてしまうが、法律ではそうではない。

ク、内閣だけの判断で可能

新73条の2は、内閣だけで独立命令を制定できる。

国会や裁判所の承認等は不要である。「異常かつ大規模な災害」にあたるかどうか、「国会による法律の制定を待ついとま」があるかどうかは、内閣だけで判断されることになる。

●日本の全権力が首相に集中、国民は政府の命令に逆らうことができない。

●緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。

●緊急事態の宣言が発せられた場合においては、法律の定めるところにより、その宣言が効力を有する期間、衆議院は解散されないものとし、両議院の議員の任期及びその選挙期日の特定を設けることができる。

●緊急事態条項の創設は、民主主義の根幹を揺るがす悪法といえる。